

「青森県地域福祉支援計画（第4次）」（案）に寄せられた意見及び県の考え方

NO	頁	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
1	P26～28 P62	<p><b>計画の評価:</b> 本計画は、家族形態の多様化や児童虐待防止、こども家庭センターの設置など、家族支援の観点で優れた内容です。特に、基本施策3のセーフティネット強化で、虐待防止や生活困窮者支援が挙げられている点は、家族の安定に寄与するものと評価します。</p> <p><b>提案:</b> 共同親権・共同養育の明記と施策追加: 青森県では、離婚件数が年間約2,000件を超え(統計に基づく推定)、子どもの養育環境が課題となっています。2024年の民法改正により導入される共同親権制度を活かし、離婚後の両親による共同養育を推進する施策を追加してください。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策1の「包括的な支援体制の整備」において、こども家庭センターで離婚家庭向けの共同養育相談窓口を設置</li> <li>両親の協力促進のためのワークショップや支援を県が市町村にガイドラインとして提供</li> <li>・基本施策3の「虐待防止支援体制の強化」では、共同親権下での虐待リスク低減のための親教育プログラムを組み込み、単独親権中心の従来アプローチから移行</li> </ul> <p>これにより、子どもの精神的安定と家族の「つながり」維持が図られ、ヤングケアラーやひきこもりなどの二次的課題を防げます。根拠として、欧米の共同養育事例では子どもの幸福度向上(例: スウェーデンでの研究)が示されています。</p> <p><b>期待される効果:</b> この追加により、計画の基本目標である「人と人とのつながり」が家族レベルで強化され、青森県の少子化対策や地域共生社会の実現に寄与します。</p> <p>ご検討のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>本計画は、関連する他の個別計画と連携・整合を図っており、こども施策に係る事項や施策については、「青森県こども計画」において施策の検討が進められるものです。</p> <p>御提案いただきました共同親権導入・共同養育に係る施策等に関しましては、国の動向を注視しつつ、離婚に伴うこどもの支援を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。</p>	他計画検討 実施段階検討